

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○生活保護法による医療機関の指定(二件)	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出(二件)	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の指定	(同)	二
○生活保護法による施術者の指定(三件)	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課)	(同)	四
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(同)	四
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	五
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課)	(同)	五
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	五
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	六
○道路の区域変更(二件) (道路課)	(同)	六
○道路の供用開始(三件)	(同)	七
○海岸保全区域の変更(二件) (河川課)	(同)	七
○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所)	(同)	一〇
○土地改良区役員の退任の届出	(同)	一一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課)	(同)	一一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	一二

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
自立支援医療を行う医療機関の指定 (精神保健推進室) 一一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定自立支援医療機関の指定の辞退 (同) 一二

○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 一二

教育委員会

○教育委員会定例会の開催 一三

正 誤

○宮城県公報第一九二号(令和三年三月三十日付け)中 一三

○宮城県公報令和三年号外第一八号(令和三年三月三十一日付け)中 一三

告 示

○宮城県告示第五百五十四号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みうら調剤薬局錦町店	塩釜市花立町三十一号	令和三年三月一日
仙台空港北クリニック	名取市美田園八丁目一番八号	令和三年四月一日
仙台調剤薬局美田園店	名取市美田園八丁目一番八号	令和三年四月一日
クスリのアオキ美田園薬局	名取市美田園七丁目一番地の一	令和三年四月一日
すわん薬局	名取市手倉田字諏訪三百五十六ー一	令和三年三月一日
カメイ調剤薬局村田店	宮城県柴田郡村田町大字村田字西四十二	令和三年四月一日

利府アイクリニツク	宮城県宮城郡利府町新中道三ー一ーイ オンモール新利府南館二階二千二十七B	令和三年三月一日
クスリのアオキ大和吉岡 薬局	宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば二丁目 一番地の三	令和三年四月一日
よこやま医院	宮城県加美郡加美町裏三百九十五番地 一町裏三百九十五 四号棟	令和三年四月一日

○宮城県告示第五百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	指定年月日
tumugus薬局	登米市迫町佐沼字大網三百九十番十五 アルテラスおおみA棟一	令和三年四月一日
光ヶ丘調剤薬局	登米市迫町佐沼光ヶ丘五十一ー一	令和三年四月一日
ケアビレッジ栗原ケアサ ービスステーション訪問 看護事業所	栗原市栗駒岩ヶ崎六日町二十一ー二	令和二年五月一日
古川東町調剤薬局	大崎市古川東町一ー二十二	令和三年四月一日
訪問看護ステーション ココシフレ蔵王	刈田郡蔵王町大字塩沢字上野二十九番地 二十一	令和三年三月一日
郷家第三歯科医院	塩竈市南町五ー十	令和三年五月一日
わくや お歯科	遠田郡涌谷町涌谷洞ヶ崎五	令和三年五月一日

○宮城県告示第五百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	廃止年月日
葛内科胃腸科医院	気仙沼市田中前二丁目八ー八	令和三年二月二十六日
ばんごう調剤薬局村田店	柴田郡村田町大字村田字西四十二	令和三年三月三十一日

○宮城県告示第五百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	廃止年月日
光ヶ丘調剤薬局	登米市迫町佐沼光ヶ丘五十一ー一	令和三年三月三十一日
古川東町調剤薬局	大崎市古川東町一ー二十二	令和三年三月三十一日
医療法人社団 ヴェリタ ス 利府往診クリニツク	宮城郡利府町花園一ー一ー 二F	令和三年三月三十一日
なのはなクリニツク	角田市角田字扇町十一ー一	令和三年三月四日
さくら歯科医院	登米市迫町佐沼字錦四十三ー二	令和三年三月三十一日

○宮城県告示第五百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和三年七月九日

一 居宅介護支援
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケア相談センターひまわり	宮城県気仙沼市百目木二百六十九番地一	株式会社ケア・インターフ エース	宮城県気仙沼市百目木二百六十九番地一	令和三年四月一日

二 介護予防支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケア相談センターひまわり	宮城県気仙沼市百目木二百六十九番地一	株式会社ケア・インターフ エース	宮城県気仙沼市百目木二百六十九番地一	令和三年四月一日

三 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社こくま薬局	東松島市小松字若葉七十二	株式会社こくま薬局	東松島市小松字若葉七十二	令和三年三月一日

四 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社こくま薬局	東松島市小松字若葉七十二	株式会社こくま薬局	東松島市小松字若葉七十二	令和三年三月一日

○宮城県告示第五百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和三年七月九日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日

○宮城県告示第五百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

濱田 亮	仙台市太白区長町二一十一一三十六一 百一	令和三年四月一日
レイス治療院太白		

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
浅野 拓磨	イーグル整骨院東船岡店	柴田郡柴田町船岡新栄四一六一五	令和三年四月十五日

○宮城県告示第五百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
佐藤 秀樹	フレアス在宅マッサージ 登米施術所	登米市南方町新島前四六一一イオン 佐沼S.C	令和三年五月十八日

○宮城県告示第五百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七一〇〇八九一	アゼストケアサービス 岩沼市相の原三丁目一番三三号	アゼスト株式会社	令和三年四月一日
○四七一一〇二三四九	これさばヘルパーステーション 宮野中央 栗原市築館宮野中央二丁目五番地一中央宮忠一〇二号	特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンター	令和三年四月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
-----------	-------------	--------	-------

○四六一三九〇〇七二	ピース訪問看護ステーション 栗原市一迫真坂字清水町田二番地一四	ピース株式会社	令和三年四月一日
------------	------------------------------------	---------	----------

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇二〇三〇八四	デイサービスセンターわたのほ 石巻市さくら町五丁目一三番地一	医療法人仁泉会	令和三年四月一日
○四七〇二〇三〇九二	はなまる健康院 石巻市向陽町四丁目一番三号	株式会社はなまる	令和三年五月一日
○四七一〇〇九〇九	J'sエルター 岩沼市中央四丁目三七三番地	公益社団法人青年海外協力協会	令和三年四月一日
○四七三二〇二二〇二	デイサービス麗楽 遠田郡美里町牛飼三八番地	有限会社ポプラ	令和三年四月一日

○宮城県告示第五百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護老人福祉施設

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇七〇〇五一九	特別養護老人ホーム らんらん 名取市愛島小豆島字島一番地の一	社会福祉法人愛の郷	令和三年四月一日

○宮城県告示第五百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和三年七月九日

一 介護予防訪問看護		宮城県知事 村 井 嘉 浩	
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四六二三九〇〇七二	ピース訪問看護ステーション 栗原市一迫真坂字清水町田 二番地一四	ピース株式会社	令和三年四月 一日

〇宮城県告示第五百六十五号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
 令和三年七月九日

一 訪問介護
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七二七〇一四四〇	ありく大和 黒川郡大和町もみじヶ丘一 丁目三三番地一〇	合同会社ありく	令和三年五月 三十一日

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七二二〇一一七七	リハビリデイサービスばう む 柴田郡柴田町下名生字剣塚 四二番地三	はびりす合同会社	令和三年五月 三十一日

〇宮城県告示第五百六十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和三年五月二十日次の者を指定した。
 令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
-----	------	-----------	------------

安齋 実史	藤原 英記	羽鳥 正仁	北村 龍男	本藏 陽平	館 正弘	油井 一敬	田中 佳優	菅野 耀介	綿貫 善太	蒲生 俊一	浅野 俊文	竹本 淳	高橋 博之	佐藤 遼佑	一迫 弘平
外 科	心臓血管外科	整形外科	神経内科	耳鼻咽喉科	形成外科	眼科	腎臓内科 人工透析内科	小児科 在宅科	呼吸器内科	感染症・呼吸器 アレルギー内科	眼科	泌尿器科	整形外科	脳神経内科	眼科
大崎市市民病院	大崎市市民病院	医療法人寶樹会 仙塩総合病院	一般社団法人あかざ 多賀城あかざクリニク	気仙沼市立病院	医療法人社団赤石会 赤石病院	利府アイクリニク	医療法人社団 中山クリニク	松島医療生活協同組合 松島海岸診療所	みやぎ県南中核病院	仙台空港北クリニク	医療法人社団 浅野眼科医院	気仙沼市立病院	気仙沼市立病院	石巻赤十字病院	石巻赤十字病院
大崎市古川穂波三丁目八番一号	大崎市古川穂波三丁目八番一号	多賀城市桜木二丁目一番一号	多賀城市高橋二丁目十五番二十 八号	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二	塩竈市花立町二十二番四十二号	宮城県利府町新中道三丁目一番 一号 イオンモール新利府南館 二階 2027B	宮城県松島町磯崎字磯崎二番地 の八	宮城県松島町松島字普賢堂二番 地の十一	柴田郡大河原町字西三十八番地 一	名取市美田園八丁目一番八号	白石市市柳町七十二番地の四	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二	石巻市蛇田字西道下七十一番地	石巻市蛇田字西道下七十一番地

〇宮城県告示第五百六十七号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の
 医師から、指定の辞退があった。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
千葉 貴彦	内 科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号
金子 仁彦	脳神経内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
小山 容	循環器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
飯山 玄子	内 科	医療法人社団健育会 石巻健育会病院	石巻市大街道西三丁目三番二十 七号
梅津 道久	外 科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二
折笠 一彦	泌尿器科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二
小池 洋一	整形外科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二
赤松 順寛	外 科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六 番地
宮本 彰	呼吸器外科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
白井 雄	整形外科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番 地一
岩根 尊	外 科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番 地一
加藤 敏明	小循環器科 消化器科 内科科	松島医療生活協同組合 松島海岸診療所	宮城郡松島町松島字普賢堂二番 地の十一
佐々木 潔子	内 科	医療法人社団ヴェリタス 巨理往診クリニック	巨理郡巨理町逢隈中泉字本木四 番一号一階
菅野 俊雄	眼 科	涌谷町国民健康保険病院	遠田郡涌谷町涌谷字中江南二百 七十八番地

○宮城県告示第五百六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
本郷 道夫	内科・ 心療内科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七 番一号	公立黒川病院	黒川郡大和町吉 岡字西松木六十 番地
早坂 研	外 科	栗原市立栗駒病 院	栗原市栗駒岩ケ 一崎松木田十番地	南三陸病院	本吉郡南三陸町 志津川字沼田十 四番地三
横山 成邦	外 科	よこやま医院	加美郡加美町町 裏三百九十五番 地一	公立加美病院	加美郡色麻町四 竈字杉成九番地
高田 秀司	内 科	南三陸病院	本吉郡南三陸町 志津川字沼田十 四番地三	公立刈田綜合病 院	白石市福岡蔵本 字下原沖三十六 番地

○宮城県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
その関係図面は、令和三年七月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後	
	前	後
一 道路の種類 県道		
二 路 線 名 河南築館線		
三 道路の区域		
変更の区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市築館字照越大ケ原八一番一地从先から 同市築館字下待井五七番二四四地先まで	一一・一 三六・四	四六〇・〇 四六〇・〇

○宮城県告示第五百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

二 退任した者

令和三年四月二十九日	片寄 稔	栗原市高清水熊野二十五番地一	理事
令和三年四月二十九日	千葉 孝行	栗原市瀬峰柴ノ脇六十二番地	理事
令和三年四月二十九日	高橋 正	大崎市岩出山字葛岡宮ノ下五十六番地	理事
令和三年四月二十九日	大場 次郎	栗原市瀬峰根岸二十一番地	監事
令和三年四月二十九日	高橋 一郎	栗原市瀬峰天神下五番地	監事
令和三年四月二十九日	佐藤 和宏	栗原市高清水若宮九十一番地二	監事

令和三年四月二十八日	高橋 徳夫	栗原市瀬峰宮田九十八番地	理事
令和三年四月二十八日	白鳥 誠幸	栗原市瀬峰下谷地二番地九	理事
令和三年四月二十八日	田崎 敏雄	一登米市迫町新田字駒林下六十四番地	理事
令和三年四月二十八日	木村 正文	栗原市高清水東館六番地	理事
令和三年四月二十八日	佐藤 光則	栗原市瀬峰新井屋敷五十一番地	理事
令和三年四月二十八日	高橋 幸輝	栗原市高清水浅野十六番地一	理事
令和三年四月二十八日	佐々木 忠男	栗原市瀬峰寺浦六十六番地三	理事
令和三年四月二十八日	佐々木 典明	栗原市瀬峰野沢五十番地一	理事
令和三年四月二十八日	大澤 洋介	栗原市高清水下町九番地	理事
令和三年四月二十八日	浅間 茂	大崎市田尻蕪栗字切通五番地	理事
令和三年四月二十八日	長浦 一信	栗原市高清水日向二十二番地	理事
令和三年四月二十八日	二上 勝	栗原市瀬峰大鰐谷二百九十七番地	理事

令和三年四月二十八日	高橋 正	大崎市岩出山字葛岡宮ノ下五十六番地	理事
令和三年四月二十八日	大場 次郎	栗原市瀬峰根岸二十一番地	監事
令和三年四月二十八日	高橋 一郎	栗原市瀬峰天神下五番地	監事

○宮城県告示第五百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鬼首土地改良区役員
の退任について、次のとおり届出があった。

令和三年七月九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千葉 幸太郎

退任した者

令和三年五月二十日	大場 忠志	大崎市鳴子温泉鬼首字中沢口十一番地	理事
			役職名

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年七月九日

宮城県知事 村井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八一	令和三年六月一日
いわぬま矯正歯科クリニック	岩沼市中央一丁目五二二一F	令和三年六月一日
石巻みらい薬局	石巻市あゆみ野五丁目二二	令和三年六月一日

tumuguro薬局	登米市迫町佐沼字大綱三百九十一番五十一	令和三年六月一日
正明薬局三日町店	大崎市古川三日町一丁目三二二三	令和三年五月一日
プロテア薬局たいとみ店	富谷市日吉台二丁目三十四一三二二	令和三年六月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
いわぬま矯正歯科クリニック	歯科矯正	岩沼市たけくま一丁目十一一	令和三年三月二日
正明薬局三日町店	調剤	大崎市古川三日町一丁目三二二三	平成三十年十二月十一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
多賀城みやばやしキッズクリニック	多賀城市城南一丁目一四四五号	令和三年七月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

アイベル薬局 多賀城店	多賀城市城南一丁目一四三三号	令和三年七月一日
ウエルシア薬局 船岡中央店	柴田郡柴田町船岡中央三丁目一八番一〇号	令和三年七月一日
カワチ薬局 富谷店	富谷市成田八一三三	令和三年七月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ひかり薬局多賀城	多賀城市八幡二丁目一六番三八号	令和三年五月三十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市愛島笠高字西台二十四番十三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市たけくま一丁目三十一番六号 エレガン
シア ブリッサ二〇二
松浦 浩二

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

教育委員会

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市新田字南関合十八番

仙台市若林区連坊小路九十八番地
株式会社菊長不動産

○宮城県教育委員会告示第十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和三年七月九日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一日 時 令和三年七月十三日 午後一時三十分

二場 所 第一会議室

三事 件

第一号議案 職員の退職手当について

第二号議案 県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二一二二一三六一一）

正 誤

○宮城県公報第一九二号（令和三年三月三十日付け）中

ページ一段一行

正

誤

二六 下 後ろか
ら六 「謄又は」を「謄し又は」

○宮城県公報令和三年号外第一八号（令和三年三月三十一日付け）中

誤

別表第二公営事業課長の項第一号

「副局長」に改め、同号中ワをカ

とし、へからヲを

「同条第四項の表に掲げる主任主

査」

「主任主査」

三 上 後ろか
ら八

別表第二公営事業課長の項第一号

「副局長」に改め、同号中ワをカ

とし、へからヲを

「同条第四項の表に掲げる主任主

査」

「主任主査」

三 上 後ろか
ら七

別表第二公営事業課長の項第一号

「副局長」に改め、同号中ワをカ

とし、へからヲを

「同条第四項の表に掲げる主任主

査」

「主任主査」

六 下 後ろか
ら一

別表第二公営事業課長の項中

「副局長」に改め、へからヲを

とし、へからヲを

「同条第四項の表に掲げる主任主

査」

「主任主査」